

## 最近の卒業生の対談

A さん：令和 6 年 3 月卒業(男性) 在学中から企業支援の仕事に従事  
令和 7 年 6 月に科目免除合格通知を受け、今後は企業支援の仕事の傍ら、税理士登録に必要な実務経験を積む予定

Y さん：令和 6 年 3 月卒業(男性) 在学中から税理士事務所に勤務  
令和 7 年 4 月に科目免除合格通知を受け、開業税理士としての独立も含めて  
税理士登録につき検討中

=====

(Y) A さん、この度は科目免除合格おめでとう。

(A) ありがとう。私は Y さんと異なり、卒業後に税法科目に合格して申請したので、通知を受け取ったのが先月となりました。Y さんは、4 月に税理士科目免除通知を受け取ったと聞きましたが、その後どうしているのですか。

(Y) 私は、卒業後すぐに科目免除申請をしたのですが、1 年以上経過しても科目免除通知が来ませんでした。他に通知を受けている卒業生の話も聞き、少し不安になっていましたが、4 月ようやく科目免除通知を受けてほっとしているところです。税理士登録については、開業も含めてどうするか検討中です。

(A) 私はこれから 2 年間の実務経験を積んだ後に登録となるので、今後いろいろと相談にのって下さいね。ところで、Y さんは平成国際大学の大学院をなぜ選んだのですか。

(Y) 私は、自宅のある栃木県から通いやすいところを中心に探していたのですが、平成国際大学のサテライトキャンパスはさいたま新都心駅から徒歩のところにありますので、通学には便利でした。また、知り合いに卒業生がおり、修士論文の指導をきちんとしてくれると聞いていたこともポイントでしたね。

(A) 私は、企業支援の顧客が埼玉県ということもあり、埼玉県の大学院を探していました。最終的には、さいたま新都心駅から徒歩 2 分というアクセスの良さと、論文指導を行う先生方の実務経歴から決めました。課税実務の現場を知っている先生方の話は説得力がありますし、大学院で学んだことを実務に生かしたいと思っていた私にとっては魅力的な大学院だと思いました。

(Y) A さんは、大学院の授業で印象に残っていることは何ですか。

(A) 私は理系の大学院を修了しており、修士論文の作成経験はあったのですが、法律条文をもとに判決文を読み、税法学者の評釈を踏まえて自分なりの意見をまとめるという判例研究の授業は新鮮でしたね。

(Y) 新鮮というのは？

(A) 理系の研究の場合には、実験などの結果を通じて、一つの解答を導き出します。しかし、税法の研究では、例えば、裁判例の評釈には多様な考え方があって、これらの考えを踏まえつつ、その時の社会状況なども念頭において、自分なりの考え方を導き出すところが、人間味があって面白いということです。

(Y) 私は、演習方式の講義が印象に残っています。特に、裁判形式で議論する授業において、1 年生と 2 年生で熱く議論しあった場面があり、どちらも譲らないのでハラハラしたのを覚えています。大学院には、いろいろな世代の学生がいますが、年齢等に関係なく議論できる環境にあるのはよい点

だと思いました。

(A) 多様な経験や異なった価値観に触れるのは、仕事にも役立つよね。また、大学院生は税理士という同じ目標に向かっている仲間でもありますので、今後も長く付き合っていけると思います。

(Y) 先ほど修士論文の話が出ましたが、やはり大学院での最大の難関でしたね。私は、令和5年10月に適格請求書が導入されてタイムリーだったこともあり、消費税のインボイスについてのテーマを選びましたが、消費税は、所得税や法人税のテーマに比べて裁判例が少ないので、裁判例をどのように取り上げるか苦労しました。また、外国の制度の研究に係る資料も収集しましたが、どうしても不足部分が生じたため、指導を受けた金沢先生からアドバイスをもらって、結論部分に必要な資料を追加したこともありました。

(A) 私は企業支援の仕事をしていた関係で、当初から法人税の研究をしたいと思っており、企業支援の実務でも相談を受けることの多い「役員給与の不当に高額の問題」に関するテーマを選びました。比較的先行研究や最近の裁判例の多いものでしたが、やはりテーマは早く決め、資料収集をしておくとその後の検討はスムーズになりますね。

(Y) 私は、収集した制度趣旨や裁判例、学説のほか、外国の制度を読み込んでいったのですが、これらを全体としてどう組み合わせる論文を作成していくのが難しかったです。また、論文では解釈論に加え、立法論に係る提案をしたのですが、その根拠を説得力のあるものとするための理由づけに苦労しました。その際、指導教授からのアドバイスは心強かったです。

(A) 私は、研究が進むにつれ、同じような内容の判決でも結論や結論に至る考え方が異なる点に興味を持てるようになりました。そして、その評釈も含めて深く読み進めることで、「ああ、これはこういう意味だったのか。」という新たな発見があるのが楽しくなってきたことを覚えています。もちろん、指導を受けた田部井先生から定期的に修士論文についてアドバイスを受けることで安心して研究を進められたからだとは思いますが。

(Y) Aさんは実務経験期が終了し、税理士となることができましたら、何かやってみたいことはありますか。

(A) 企業支援に強い税理士になることかな。企業の将来を見据えて、いろいろな提案ができる税理士になりたいです。Yさんは？

(Y) これまでも実務経験から各税目の知識はかなり学んできたつもりですが、これらに大学院で学んだ知識等もあわせ、顧客の多様なニーズに対応できるような税理士になりたいですね。また、同期会やOB会等でお会いしましょう。

(この対談は令和7年7月に行われました。)

T さん：令和 4 年卒業（女性）税理士法人勤務

令和 4 年 12 月に科目免除合格通知を受けて税理士登録申請し、令和 5 年 3 月税理士登録

M さん：令和 4 年卒業（男性）一般企業勤務

令和 4 年 11 月に科目免除合格通知を受け、令和 5 年秋ごろから税理士法人・税理士事務所の所属税理士となる方向で準備中

=====

(T) M さん、お久しぶりです。税理士科目免除合格おめでとうございます。

(M) T さんも、税理士科目免除合格おめでとうございます。直接お話しするのは卒業式以来でしょうか。T さんは今までの税理士法人で所属税理士として税理士登録されたのですか。

(T) そうです。M さんは、合格通知を受けた後に税理士法人・税理士事務所を探して税理士登録すると聞いていましたが、もう勤務先は決めたのですか。

(M) 今年の秋ごろから所属税理士として勤務する方向で勤務先を探しています。

(T) ところで、こうしてオンライン会議方式でお会いすると、入学の頃を思い出しますね。

私たちが入学した令和 2 年 4 月は、ちょうど新型コロナウイルスの感染拡大が始まったころで、はじめは講義も演習もオンライン授業で授業の参加方法もよくわからず、どうなるのか不安だったのを覚えています。最近は私の勤務先でもオンライン会議が多くなったので、すっかり慣れましたが。

(M) そうでしたね。他の 1 年生や 2 年生の皆さんと授業で直接お会いできるようになったのは春学期の終わりごろからで、そのときにやっと大学院で勉強しているという実感がわいたのを覚えています。ところで、T さんはなぜ平成国際大学の大学院を選んだのですか。

(T) 私は、論文を書いたことがなかったので修士論文の作成に不安があったのですが、入試説明会で一人一人に丁寧な指導をしてくれるという印象を強く受けたことが決め手でした。また、これまで 20 数年にわたり大学院の卒業生を輩出しているにもかかわらず、全員が修士論文を作成して卒業していると聞き、これなら自分でも大丈夫だと思いました。

(M) 私は、指導教授が国税庁の OB である聞き、租税法の授業や修士論文の指導を受けながら、国税の現場での課題なども知ることができると思いました。また、さいたま新都心駅から徒歩 2 分のサテライトキャンパスで平日夜と土曜の授業で大学院修了に必要な単位が取れるということも大きなポイントでした。今年度からオンラインで履修できる科目を新設したと聞いておりますので、社会人の大学院生にとってより履修しやすくなるものと思っています。

(T) M さんは大学院の授業はどうでしたか。私は、大学の法学部では勉強していないので、修士論文の作成に必要な法律学の論理的思考を身に着けることができるのか不安がありました。しかし、大学院の授業では、租税法だけでなく、憲法や民法などの法律についても規定の趣旨や背景も含めて深く学ぶことにより、法律的な考え方が少しは身についたかなと思います。このことは修士論文の作成において非常に役に立ったと思っています。

(M) 私は法学部出身で、法律学を一通り勉強した経験はあったのですが、自分の論文のテーマでも民法の知識が必要だったので、民法の授業を複数選択しました。少人数の授業でもあり、民法の知識を再確認し、より深めるという意味でとても充実した内容でした。

- (T) 論文と言えば、修士論文の作成は、思った以上に大変でしたね。研究テーマの決定について金沢教授からは、「大学院で租税法の勉強をしてみた上で、入学時の研究テーマを変更しても良いが、できるだけ早く決めた方が良い。」と言われていたこともあり、最初は自分の仕事の関係でなじみのある相続税をテーマにしようと思っていました。しかし、判例などをうまく見つけることができず適当なテーマがなかなか決められませんでした。1年生の年明けに金沢教授に相談してやっと所得税を中心としたテーマに決め、資料収集や構成などのアドバイスを受けて作業を始めたという状況でした。
- (M) 私は民法と租税法との関係に興味があって、テーマは比較的早めに決めて資料収集をしていましたのでスタートは早く、2年生の春学期にはほとんど資料収集も終えて書き始めていました。しかし、2年生の7月に転職したところ、新しい職場が思いのほか忙しくて、修士論文のための時間が取れなくなりました。金沢教授には、遅くとも2年生の秋学期が始まる前に制度趣旨や基本的な判例、学説の部分の記述は終えるように言われていたのですが、論文に関係する判例研究を行う金沢教授の特殊演習の資料を作成するのが精一杯で、8月には遅れ気味になってしまいました。今考えるともう少し早く書いておくべきだったかなと思います。
- (T) 私も、春学期中に制度の沿革や基本的な部分はある程度記述していましたが、判例や学説なども整理はしていたのですが、それらをどのように組み立てて論文にしていくのかがよくわからなくて、8月の終わりごろからなかなか進まなくなっていました。
- (M) 先ほどお話ししたように、2年生の秋学期には仕事の関係で授業のある木曜日以外の平日の時間が全く取れなくなったので、金沢教授にお願いし、授業後の夜9時過ぎから指導を受けていました。そのおかげで休日を論文の記述にあてることができ本当に助かりました。また、最終段階で当初自分が考えていた仮説のような結論にならず、期限が迫る中かなり悩んだのですが、教授から少し違った視点で考えてみてはどうか、とのアドバイスをいただいて何度か指導を受けた結果、ようやく自分の主張をまとめることができました。
- (T) 私も金沢教授から同様のテーマの修士論文と少し異なった観点からの検討を入れ、オリジナリティーを出すようにアドバイスを受けていたのですが、これまで読んだ論文の内容から抜け出せず、全体の論理構成をどのようにすればよいのなかなか思いつきませんでした。また、教授に指導されたときにはその内容を理解していたつもりだったのですが、家に帰って論文を書き直す際には、十分理解しきれていないことに気づくということも少なからずありました。そのため、特に11月から12月にかけての指導の際には、「これらの判例と評釈から、何を言いたいのかが明確になっていない。」とか、「この見解に至るのに、この部分はなぜ必要なのか。」など、金沢教授から毎回のようにダメ出しをされてかなりつらかったです。しかし、教授には年末年始の休みの時期も含めて根気よくお付き合いいただいた結果、最後には論理的に不自然な部分についても自分できちんとチェックすることができるようになり、修士論文も1月末の期限までに提出することができました。このような経験を通じてかなり文献や判例を読む力や文章力が向上したのではないかと思います。
- (M) 金沢教授も、「特に12月から1月にかけては、夜中に目が覚めると指導学生の修士論文のことが頭に浮かんで、目がさえて眠れなくなる。」と冗談交じりにおっしゃっていました。それだけ、学生と一緒に論文のことを考えてくれているということでしょうね。また、論理的な思考力や文章力など論文を通じて得た能力や知識は、今後税理士としての仕事にも役立つのではないかと思います。
- (T) Mさんはどんな税理士になりたいですか。

また、税理士となって何かチャレンジしてみたいことはありますか。

- (M) 私は、中小企業の経営者などのお客様にわかりやすく税金のことを伝えることにより、お客様に信頼される税理士になりたいですね。また、国税審判官の任期付き採用にも興味があります。金沢教授は、国税不服審判所で税理士や弁護士出身の任期付き審判官と一緒に仕事をしたことがあるとのことで、「私の目標は、任期付き国税審判官になってもらえるような卒業生を輩出することだ。」とおっしゃっていましたが、私も税理士としての経験を積んだ上で、チャンスがあれば応募してみたいと思っています。Tさんはいかがですか。
- (T) 私も税理士登録してみて、改めて税理士に対するお客様の信頼度は非常に高いと感じています。大学院で勉強した知識や経験をいかしてこのような信頼に応え、税金に関するプロフェッショナルとして、何でも相談してもらえる税理士になりたいですね。お互いに頑張りましょう。

(この対談は令和5年4月にオンライン会議方式で行われました。)

#### 最近の卒業生の対談

Aさん：平成29年卒業。35歳（男性）平成29年9月税理士登録

Oさん：平成29年卒業。30代前半（女性）平成30年12月 税理士試験の科目免除決定。現在2年間の実務経験中。

#### [最近の卒業生の対談 — 修士論文苦労話]

- (A) やあ、Oさん、久しぶり。そして科目免除決定、おめでとう。
- (O) ありがとうございます。一昨年、3科目目の消費税の合格を果たし、国税審議会に税法科目の免除を申請していたのですが、昨年12月に国税庁から決定書の送付を受けました。私はまだ実務経験が足りないものですから、今年の9月に東京税理士会に登録申請をする予定です。Aさんは日本でも1・2位を争う外資系税理士法人に転職されて、すごい発展ぶりですね。
- (A) うん、相当優秀なスタッフに囲まれて、誰もが名前を知っている大法人の対応をするのは、気が抜けない毎日だね。そして知識の有無にかかわらず国際税務の論点や資産税の論点が複合して問われることが多く、日々勉強が欠かせません。また、一つの問題に対して税目に拘らず検討を試みることは、大学院で論文を書いた経験に通じるものがあると感じるよ。  
ところで、新年を迎える頃になると、修士論文に苦労した事を思い出すよね。
- (O) そうですね。私とAさんとは、同期が9人いる中で、指導の川根教授に一番苦労をさせた二人だろうと思います。ただ、理由は全く異なっていて、Aさんの場合、修士論文で「租税資料館賞」を獲得しようと、相当に高度な内容にチャレンジしたのが原因ですね。
- (A) うん、せっかく修士論文を書くなら、有名な懸賞論文の「租税資料館賞」を狙ってやろうとターゲットを定め、あまり一般の研究が進んでいない「逆養老保険」をテーマにして書き進めました。しかし、学者の先生方の研究論文もそれほど潤沢にある訳ではないので、学問的に空白となっている分野も多く、自分なりの学説的方向性を模索しなければならず、悩みに悩んで大変な苦労をした思い出となりました。
- (O) 当時のことを振り返って川根教授は、「優秀なA君だから、11月段階で既に修士論文レベルは超え

ていた。普通なら『後は君が好きに書きなさい』でおしまいなのに、賞を狙うというものだからそれよりも2段、3段もレベルの高い論文に仕上げねばならず、とんでもない苦勞をさせられたよ。賞を狙うのは、相当に懲りたなあ。」とおっしゃってましたよ。

- (A) うん、何度も行き詰まりとなって、「もう無理です、まとまりません。」と先生に申し出たことも二度ほどありました。そのたびに先生から「ここであきらめてどうするんだ。何とかしよう。」と叱咤され、一緒に悩んでもらい、何とか糸口をたぐり寄せて完成までたどり着けた訳です。例えば所得区分について、私が思い込みで「これしかない」と決めつけていて、あそこで先生に軌道修正してもらえなければ、多分完成に至らなかっただろうと思います。
- (O) 私の場合には、お恥ずかしい話になってしまうのですが、12月に入ってから論文の字数のカウントの間違いに気づきました。先生に「もう5万8,000字まで来ました」と報告して、先生から「では、分量も充分だね」と言われていたのに、カウント間違いで3万9,000字しかまだ書いてなかったんです。その報告をした時には、先生の顔が真っ青になるのが分かりました。そこから、また先生と二人で必死に関連する判例を探して、何とか6万字のボリュームまでこぎ着けました。あの時は、先生が「君の論文の夢を見たよ」とおっしゃってましたからね。
- (A) 先生の夢にまで出てくるなんて、Oさん、ちょっとヤバくない？
- (O) 間違えないで下さいよ。「私の夢を見た」のではなくて、「私の論文の夢を見た」んですよ！！
- (A) あはは、なるほどね、全然ヤバくないね。僕の場合も、そんなに自慢できる話ばかりではなくてね。僕は比喻を使って文章を進めることが多いんだけど、その比喻が先生から見ると方向がズレているらしくて。僕の論文を読み進むうちに先生の眉間にシワがよってきて、「A君、ここは何を言いたいのか？」「〇〇という意味です。」「A君、この文章をそのまま読むと、普通の人なら××という意味にとってしまうよ」「ええっ、そんなつもりではありませんが」ということの繰り返しで、随分先生を悩ませてしまいました。文章の中で、正確に自分の考えていることを伝えるのが、いかに難しいかということを教えていただきましたね。
- (O) 私の場合には、更にお恥ずかしい話ですが、11月中から先生からさんざん「論文の形式にアウトプットして、持って来なさい。」と言われていたのに、「まあいいか」と軽く考えてレジュメ形式で打ち出して指導を受けていて、1月に入ってから論文形式で打ち出してみたら、「あれ、参考文献が随分少ないぞ」と先生から指摘されてしまって。
- (A) Oさん、それはまずいよ。「論文を読まなくても、参考文献の内容と数で、その論文の価値が分かる」とさえ言われるものなんだよ。
- (O) それから先生に教えていただいて、例えば原理的な部分で、どの体系書にも載っている内容については、金子先生の有名な体系書ばかり引用せずに、水野先生や谷口先生の体系書を引用するなどして、何とか体裁を整えることができました。
- (A) うん、先生が「男の生徒なら、『どうして言う通りにしないんだ！』と怒鳴りつけるところだけど、女の子を怒鳴るわけにいかないからなあ」と、なげいておられたよ。
- (O) 本当に申し訳ないと思っています…。そんな具合でどうにかこうにか論文の完成までこぎ着けられましたが、この経験は貴重なものと感じています。私は中規模な会計事務所にも所属しているんですが、論点をペーパーにまとめる時など、要領良くまとめられていると時々お褒めの言葉をもらえるんですよ。また、論文作成や授業で判例研究をしていたため、調べる際に条文や通達だけでなく判例でも検討するくせが身につけていて、税務アドバイスをすることも大変役立っています。

それから、大学院で学んだ仲間とたまに集まって実務について話したりできるので、他の事務所の

ことなど、貴重な意見交換ができて本当に嬉しいです。

- (A) そうだね、修士論文を仕上げる前に比べて、文章力は格段に向上していると感じます。現在、東京税理士会が主催する「租税訴訟の補佐人制度に係る税理士特設講座」を受講していて、その縁で W 大学の大学院のゼミにも入れてもらっているんだけど、周囲の学生と比較しても自分のペーパーに全く遜色を感じないし、雑誌でよく見る高名な教授から自分が発表を指名されたりして、随分評価されているんだな、との感触を受けています。

租税資料館賞は残念ながら落選でしたが、先生と二人で「残念会」をイタリアンの料理屋でやって、「ちきしょう」「ちきしょう」と二人で言い合いながら、ワインを2本も空けたのは、心に残る思い出です。あのイタリアン、結構おいしかった。

O さん、もう半年もすれば登録も完了するでしょうから、その後が楽しみだね。

- (O) はい、私は最初の勤務経験が不動産業界だったので、相続税については親近感を持っています。今の事務所でも相続について銀行の子会社に出向させてもらったりして随分経験を積んできたので、将来は相続税に強い税理士として活躍していきたいです。
- (A) 私は国税不服審判所の期限付き審判官にも興味があり、できれば一度経験して、より幅広い知識と見識を得たいと思っています。まだまだ学ぶことはたくさんあると思っていますよ。
- (O) A さん、いつも熱意がすごいですね。今後とも、よろしく。
- (A) O さんも一層の活躍を。また、OB 会でお会いしましょう。

(対談は平成 31 年 3 月に行われました。)

---

N さん：平成 24 年度入学。70 歳 平成 26 年 12 月 税理士登録。

H さん：平成 25 年度入学。28 歳 平成 27 年 12 月 税理士試験の税法の科目免除決定。現在、東京税理士会に登録申請中。

(N) やあ H 君、久しぶり。そして、税理士試験 3 科目目の合格おめでとう。

(H) ありがとうございます。これまで簿記と税法 1 科目に合格していましたが、昨年 12 月に財表の合格を果たし、同時に国税審議会の「税法科目 2 科目の免除決定」通知もいただきました。官報で合格が公表されて、感激ひとしおです。N さんは開業 2 年になりますね。

(N) うん、関東信越税理士会への登録も終わり、最初に確申期の税務援助に従事して経験を積んだよ。

私は定年までサラリーマン（空調設備機器の会社）をやっていて人脈も広いので、このところ相続税の相談が次々に持ち込まれ、なかなか大変だよ。

ところで毎年、年末になると、修士論文で苦心惨憺した思い出がよみがえるよね。

(H) そうですね。私は比較的早い段階から消費税をテーマに定め、インターネットを中心に参考となる文献を大量に集め、順調に書き進めているつもりでした。しかし自分でも気づかないうちに、経済学的な分析と、EU 諸国の附加価値税の構造分析のような内容に片寄ってしまっていました。指導の川根教授から「これでは、税理士試験の税法科目免除の対象となる『我が国で現在施行されている税法に係る研究論文』に該当しなくなり、立派な修士論文に仕上がっても、国税審議会から税法

科目の免除を受けられない恐れがあるよ」と指摘されてびっくりし、途中から大きく方向転換しました。あのアドバイスがなかったらどうなっていたかと、ゾッとする思いです。

(N) 私の場合、もっと大変だったなあ。テーマに沿っておもしろく、分かり易く書いてある解説本を見つけ、「なるほど、これだ」と思い込んでしまい、その本をベースにどんどん書き進めたんだよ。11月半ばには600字詰め50~60枚になり、「もう山は越えたな」と考えて、川根教授に『出張がてら故郷の福岡で大学やら会社の同窓会にも出席するので、4週間ほど東京を離れます。』と伝えたら、カンカンになって叱られてしまったよ。「自分の論文がどんなレベルなのか、分かっているのですか。」と、延々と説教されてしまったね。

(H) でもNさん、先生は「自分より7歳も年上の生徒さんを叱るのは、とてもつらかった」とおっしゃってましたよ。「しかし、あそこで大幅に軌道修正しなければ、きちんとしたレベルのものに仕上がらないのが目に見えていたから」とも。

(N) 確かに私もそれから心を入れ替え、忘年会、新年会は全てキャンセルして、毎日4時間睡眠で研究したよ。先生から示唆された税法学の大家の先生方の研究論文を、次々に徹底的に読み込んでいったからね。

(H) そうそう、あの頃のNさん、それまでの印象と違って、顔つきも厳しくなりましたもんね。体も少し痩せられ、頬もこけてましたよ。

(N) 先生の指導は厳しかったけど、自分なりによく勉強したものだと思うね。我々同期生は3人なんだけど、「12月から1月の先生の土曜・日曜と正月は、俺たちがすっかりつぶしてしまったよな。」と笑いあっているんだよね。まあ、そのおかげで同期生3人全員が、何とか無事に修士論文を仕上げることができたわけです。

(H) 我々同期生は7人ですが、うち1人が11月から12月にかけて重い病気にかかり、残念ながら論文完成にいたりませんでした。でも、彼も病状が軽快した5月から取り組んで、7月には完成し、9月に卒業していきましたよ。彼は、数少ない例外ですね。

それから確か、川根教授は日本に消費税が導入された平成元年当時、国税庁の消費税課で課長補佐をされていて、導入当初の数少ない担当者の一人だったそうですよ。「日本中からふくろだたきに会ったよ」とおっしゃってましたね。

(N) なるほど、だから、「やる時は、とことんやる。」んだらうね。確か先生は「電子帳簿保存法」制定当時（平成10年）、国税庁企画課でその企画・立案の中心として内容の整理・取りまとめに尽力したそうで、先生の書かれた逐条解説書に基づいた講義は、国会での根回しや、反対勢力への対応ぶりなど、とても興味深かったなあ。

(H) 私は、川根教授が札幌国税不服審判所長時代の話が印象に残っています。納税者の言い分にとこと

ん耳を傾けて慎重に審理した結果、下した裁決のなんと 25%もが原処分取消し（納税者勝訴）だったそうですよ。

それからもう一人、特任教授の田部井教授がいらっしゃるけれど、この方は関東信越国税局の訟務官室に 9 年間も勤務した経験をお持ちだそうですよ。税務署が納税者から訴えられた裁判の国側の窓口として、国の主張の論点整理を担当したそうで、大学院の判例の勉強などは、とても深い内容だそうですよ。

(N) なにか我々は、すごい人達に指導を受けたようだね。確かに大学院に入学する前と比べると、条文をただ読むのではなく、立法趣旨や制度の背景などにも目を配るようになったから、色んな観点から議論できるようになっているよね。

(H) この経験は、今後事務所を運営して行く上で、貴重なものと感じますね。私もクライアントとやりとりする際に、大学院での授業内容を思い浮かべたりして、以前と比較にならないような応答ができていくし、事務所での扱いも、一層責任が重くなってきました。N さん、一層発展を期待していますよ。

(N) H君こそ、若くてこれからだから、頑張るってね。大学院の同窓会で、またお会いしましょう。